

令和8年度「強くしなやかな食品産業づくり事業」 しまね中核的食品製造企業育成事業 第3回公募要領

1. 事業目的

- ・自ら販路拡大及び県産原材料調達額の拡大等のための計画を策定し、多様な市場ニーズに応える迅速かつ的確な商品開発等を行うことのできる事業者を育成する。
- ・さらに、上記の取組を推進することで、農林漁業者の生産拡大等の波及効果をもたらし、地域経済を牽引することのできる中核的事業者を育成する。

2. 事業実施主体

地域経済を牽引する中核的な食料品及び飲料製造事業者（以下「食品等製造事業者」という。）のうち、次の要件をすべて満たすもの

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ②島根県内に主たる事業所又は工場を有すること。
- ③みなし大企業でないこと。
- ④島根県税の滞納がないこと。
- ⑤暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと。
- ⑥公序良俗に反する活動を行う、又は行う恐れがあるものでないこと。

3. 補助対象事業

現行の食料品及び飲料の製造事業における高付加価値化および、県産原材料の調達増大、販路のさらなる拡大にあたり事業実施主体が行う次の取組を支援

- ・県産原材料の調達拡大、商品開発・改良、技術導入、販路開拓・拡大等に関すること。
- ・県内における製造体制の効率化・強化、衛生管理向上等のための施設又は機器の整備、改修等に関すること。

4. 事業の要件

- ・補助事業実施の効果として、県産原材料の調達額が、実施年度から起算して5年度の期間内で最大となる年度において、実施の前年度と比べて2,000千円以上の増加が見込まれること。
- ・事業実施主体自らが支援機関又は専門家のアドバイスにより県産原材料調達額及び販路の拡大等に係る計画（様式第2号のとおり。）を策定し、かつ、その計画を実行できるものとみなされるものであること。
- ・第4条に規定する支援機関等による支援が適切に行われるものであること。

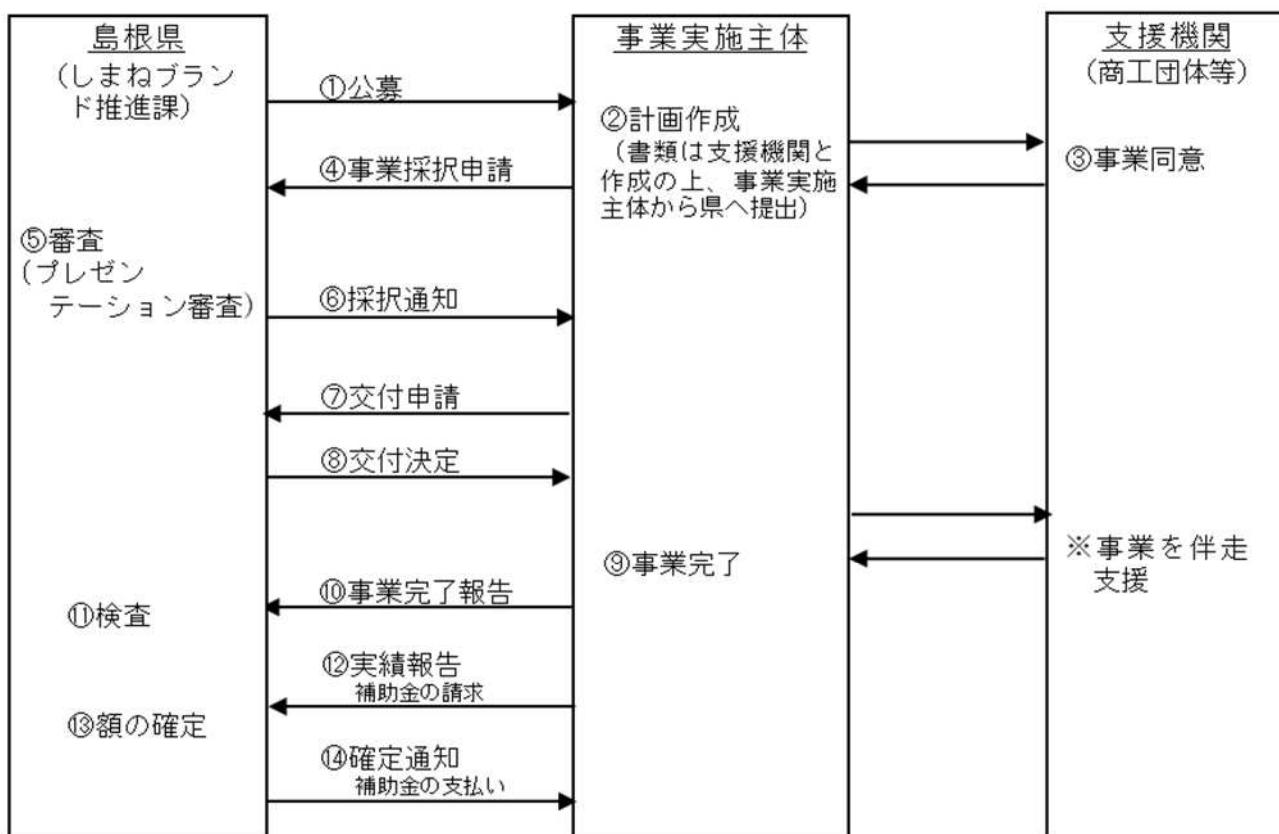
5. 補助概要

補助率	ソフト：1／2以内 ハード：1／3以内
補助上限額	県産原材料の調達増加見込み額と同額（千円未満切り捨て） ただし、調達増加見込み額が7,000千円以上の場合は、7,000千円
補助下限額	1事業当たり700千円

6. 補助対象経費

補助対象経費	【ソフト事業】 ・報償費（謝金） ・旅費 ・材料費及び消耗品費 ・印刷費 ・広報費 ・デザイン費 ・委託料（商品開発委託等。事業費の1／2を上限とする。） ・郵送費 ・使用料及び借上（リース・レンタル）料 ※事業年度内に係るものに限る ・展示会等出展料 ・分析・検査費 【ハード事業】 ・工事請負費 ・建築設計費 ・機器購入費 ・備品購入費 ・修繕費（製造所の建物本体又は機器の修繕に係る経費） ・その他知事が必要と認めるもの
補助対象としない経費	・現に実施し、又は既に終了した事業に係る経費 ・交付決定日より前に発注、購入、契約をしたものに係る経費 ・人件費 ・パッケージの印刷等商品の一部となるものに係る経費 ・用地の買収又は貸借に要する経費 ・既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 ・中古品の取得に係る経費 ・食料品及び飲料の製造、流通、販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費 ・代金支払時の金融機関への振込手数料 ・国又は県の他の補助金等（これらを財源とする市町村その他の団体の補助金等を含む。）の交付を受けている経費 ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

7. 補助事業のスキーム



※県と事業実施主体との間の文書(事業採択申請書を含む。)のやりとりは、事業実施主体と県で行う。
 ※支援機関は、関係機関(関係団体、県など)とともに、補助事業の実施及びその後の取組を支援。

8. 応募方法等

(1) 提出様式

事業採択申請書(様式第1号)、事業実施計画書(様式第2号)及び関係書類を島根県が定める期日までに提出すること。

書類は全て正確を期するため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

(2) 提出部数

正本1部を提出すること。なお、提出書類は返却しない。

(3) 提出方法

書類の提出は、以下の3通りに限る。ファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の3通りの方法の組合せによる提出は可とする。

①電子メール

- ・ 8.(1)の提出様式をWord、Excel又はPDFファイルでメールに添付の上、送信すること。
- ・ 件名は「しまね中核的食品製造企業育成事業(事業実施主体名)書類提出」とすること。
- ・ メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、送信者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下8(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

②郵送等（郵便、宅配便等）

- ・ 簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・ 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

③直接持参

- ・ 来庁日を予め本県担当と調整のうえ持参すること。
- ・ 原則、本県担当との手交とする。

(4) 提出先

①電子メール

shokusan@pref.shimane.lg.jp

②郵送先及び本件担当

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県しまねブランド推進課

強くしなやかな食品産業づくり事業担当（宛）

TEL：0852-22-6398

(5) 提出締切

令和8年9月28日（月）17時必着

9. 審査方法等

(1) 審査方法

別紙の審査項目に基づき、有識者による審査会（プレゼンテーション審査）を開催し審査を行う。

(2) 審査基準

別途定める。

(3) 審査結果の通知

審査会後に、事業実施主体へ審査結果を通知する。

※審査の結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには応じない。

10. スケジュール

①公募開始：令和8年8月31日（月）

②公募締切：令和8年9月28日（月）

③審査会：令和8年10月中旬予定（プレゼンテーション審査）

※審査会までに、事業実施主体への事前ヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングは計画の現地確認も兼ね、原則、事業実施場所にて行う。

④交付決定：令和8年11月上旬予定

11. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守ること。

- ①交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- ②補助金の交付決定を受けた場合には、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておくこと）。
原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。
- ③補助事業実施年度から起算して5年間、毎会計年度終了後に補助事業成果の状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力すること。
- ④補助事業に係る経理について、その収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- ⑤補助事業により取得し、又は効用の増加した建物、機械等の財産については、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- ⑥その他、交付要綱の規定のとおり。

12. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属する。

「しまね中核的食品製造企業育成事業」審査項目（概要）

1. 事業実施体制		
1	事業実施主体の体制	事業実施に必要な人員・組織体制となっているか
2	事業実施主体の経営状況	財務状況、補助金以外の財源確保は適切か
3	支援機関等による支援	支援機関等による主体的な支援を行う支援体制が整っているか
4	事業実績	申請事業に関連した事業の実績は十分か

2. 事業内容		
1	市場分析	市場ニーズを捉えた販売戦略を策定しているか。
2	商品開発	顧客ニーズを捉えた商品開発ができているか。 独自の工夫、要素があるか
3	事業実施経費	事業実施に必要な経費の計上や積算が正確で費用対効果の面で適切か
4	スケジュール	効果的に各業務が運営される計画となっているか
5	中・長期計画	地域を牽引する中核的食品製造事業に向けた中・長期的な計画が立てられているか

3. 事業効果		
1	販路の拡大	地域内外への販路の拡大につながるか
2	県産原材料の調達増加	県産原材料の調達額の増加につながり、かつ、事業実施主体以外の県内の農林水産漁業者への波及効果があるか
3	利益の拡大	営業利益の拡大につながるか
4	雇用の創出	新たな雇用の創出につながるか
5	将来性	今後の地域経済を牽引する中核的な事業者への成長が期待できるか